

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律

制定 2001.02.03 法律 第 6417 号	他法改正 2013.03.23 法律 第 11690 号
2004.01.20 法律 第 7093 号	一部改正 2014.01.21 法律 第 12290 号
2005.12.29 法律 第 7796 号	他法改正 2016.01.06 法律 第 13740 号
2008.02.29 法律 第 8852 号	他法改正 2016.03.29 法律 第 14109 号
2008.03.21 法律 第 8933 号	一部改正 2017.11.28 法律 第 15083 号
2008.12.19 法律 第 9155 号	一部改正 2019.12.10 法律 第 16798 号
一部改正 2010.04.05 法律 第 10230 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は不公正な貿易行為と輸入の増加等による国内産業の被害を調査・救済する手続を定めることにより、公正な貿易秩序を確立して国内産業を保護し、「世界貿易機構設立のためのマラケシュ協定」等の貿易に関する国際協約を履行するために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “貿易”とは「対外貿易法」第 2 条第 1 号による貿易を言う。
2. “物品等”とは「対外貿易法」第 2 条第 1 号による物品等を言う。
3. “ダンピング”とは「関税法」第 51 条によるダンピングを言う。
4. “補助金等”とは「関税法」第 57 条による補助金または奨励金を言う。

第 3 条(公正性・透明性等の確保) ①第 27 条による貿易委員会(以下“貿易委員会”と言う)の委員及びその所属公務員と、第 37 条によって調査業務を遂行する者は、この法による調査と判定同意業務を公正で透明に遂行しなければならない

②第 1 項による業務処理に関する具体的基準は、大統領令で定めることができる。

第 2 章 不公正貿易行為の調査等

第 4 条(不公正貿易行為の禁止) ①何人も次の各号のいずれか一つに該当する行為(以下“不公正貿易行為”と言う)をしてはならない。

1. 大韓民国の法令や大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著

作権・著作隣接権・出版権、データベース製作者の権利及び半導体集積回路の配置設計権や地理的表示及び地理的表示権または営業秘密を侵害する物品等(以下“知識財産権侵害物品”という)に関する次の各目のいずれか一つに該当する行為

- イ. 海外から知識財産権侵害物品等を国内に供給する行為または知識財産権侵害物品等を輸入するか又は輸入された知識財産権侵害物品等を国内で販売する行為
- ロ. 知識財産権侵害物品等を輸出したり輸出を目的として国内で製造する行為
- 2. 次の各目のいずれか一つに該当する物品等を輸出したり輸入する行為
 - イ. 原産地を偽りて表示したり原産地を誤認させる表示をした物品等
 - ロ. 原産地表示を損傷したり変更した物品等
- ハ. 原産地表示をしない原産地表示対象物品
- 3. 品質・内容・製造方法・用途・数量等(以下“品質等”という)を偽りて表示するか、又は誇張して表示した物品等を輸出するか、又は輸入する行為
- 4. 輸出入契約の履行と関連して契約内容と顕著に異なる物品等の輸出入または紛争の発生等を通じて大韓民国の対外信用を損傷させ該当地域に対する輸出または輸入に支障を与える行為

②貿易委員会は、第1項第1号及び第3号による違反行為の類型及び基準を定めて公告することができる。

第5条(不正貿易行為の調査申請及び調査開始の決定) ①何人とも不正貿易行為の事実があると認めれば、これを調査してくれることを貿易委員会に書面で申請することができる。

②第1項による調査申請は、不正貿易行為があった日から2年以内になしなければならない。

③貿易委員会は、第1項による調査申請を受けたら20日以内に調査の開始可否を決定しなければならない。

第6条(職権の調査) 貿易委員会は、不正貿易行為の嫌疑があつてこれを調査する必要性があれば、職権で調査することができる。

第7条(暫定措置) ①貿易委員会に調査を申請したり貿易委員会が職権で調査中の不正貿易行為であつて、回復することができない被害を被っていたり被る恐れがある者は、貿易委員会に不正貿易行為の中止やその他被害を予防することができる措置(以下“暫定措置”と言う)をしてくれるよう申請することができる。

②貿易委員会は、暫定措置の申請を受けたら、迅速に調査を終えて大統領令で定めるところにより暫定措置の施行可否を決定しなければならず、暫定措置の施行を決定した場合には遅滞なく該当の行為者に次の各号に規定された事項を命じることができる。

- 1. 該当物品等の輸出・輸入・販売・製造行為の停止
- 2. 該当物品等の持ち込み排除
- 3. 該当物品等に対する広告・広報行為の停止
- 4. その他に暫定措置の施行のために必要な措置

③第2項による暫定措置は、次の各号のいずれかに該当する措置がある時まで効力がある。

- 1. 該当物品等に対する不正貿易行為がないという貿易委員会の判定
- 2. 第5条による調査申請の撤回等による貿易委員会の調査終結決定

3. 該当物品等に対する第 10 条による是正措置の履行

4. その他に暫定措置の維持が必要ないという貿易委員会の決定

④貿易委員会は、暫定措置を施行するために必要と認めれば、関係行政機関の長に協力を要請することができる。この場合、協助の要請を受けた関係行政機関の長は特別な事由がなければ、その要請に従わなければならない。

第 8 条(担保提供) ①暫定措置を申請する者は、第 7 条第 2 項による暫定措置の施行可否を決定する前まで**大統領令**で定めるところにより貿易委員会に担保を提供しなければならない。

②貿易委員会は、暫定措置を申請する者が第 1 項による担保を提供しない場合には、期限を定めて担保の提供を命ずることができ、その期限まで担保を提供しなければ暫定措置の申請を送り返すことができる。

③第 1 項による担保の種類・評価・提供方法と担保の変更・補充に関しては「国税基本法」第 29 条から第 32 条までの規定を準用する。この場合“**税務署長**”は“**貿易委員会**”とする。

④貿易委員会は、暫定措置を施行しないことに決定するか第 9 条第 1 項によって不公正貿易行為に対する調査・判定手続を終えた場合には、担保を返さなければならない。

⑤第 1 項から第 4 項までに規定された事項外に担保制度の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 9 条(判定及び通知等) ①貿易委員会は、第 5 条第 3 項によって調査を開始することに決定した時には、その決定日から 6 ヶ月以内に調査を終え判定しなければならない。

②貿易委員会は、次の各号のいずれか一つに該当する事由がある場合には、第 1 項による期間を 2 ヶ月の範囲で 2 回延長することができる。

1. 調査中の不公正貿易行為と関連して訴訟または特許審判等の関連紛争調整の手続が進行中の場合
2. 申請人または被申請人が正当な事由を提示してその期間の延長を申請した場合
3. その他調査内容が複雑であったり当事者が資料を提出しない等、やむを得ない事情で期間を延長するしかないと認める場合

③貿易委員会は、不公正貿易行為に対する判定をした場合には、遅滞なく当事者と利害関係人に知らせなければならない。

第 10 条(是正措置) ①貿易委員会は、第 4 条第 1 号に該当する不公正貿易行為があると判定したら該当行為者に次の各号に規定された事項を命ずることができる。この場合、産業通商資源部長官の意見を聞かななければならない。

1. 該当物品等の輸出・輸入・販売・製造行為の中止
2. 該当物品等の搬入排除または廃棄処分
3. 訂正広告
4. 法違反により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表
5. その他不公正貿易行為の是正のために必要な措置

②貿易委員会は、第 1 項による是正措置を履行するために必要と認めれば関係行政機関の長に協力を要請することができる。この場合、協力の要請を受けた関係行政機関の長は、これに協力しなければならない。

③削除

第 11 条(課徴金) ①貿易委員会は、第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号または第 4 号に該当する不公正貿易行為があると判定すれば、該当行為者に大統領令で定める取引金額に 100 分の 30 を乗じた金額を超過しない範囲で課徴金を賦課することができる。但し、取引金額がなかったり取引金額を算定すること困難な場合として大統領令で定める場合には、5 億ウォンを超過しない範囲で課徴金を賦課することができる。

②削除

③貿易委員会は、第 4 条第 1 項第 2 号に該当する不公正貿易行為があると判定すれば、該当行為者に 3 億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

④第 1 項または第 3 項による課徴金の賦課基準は、大統領令で定める。

第 12 条(課徴金納付期限の延長及び分割納付) ①貿易委員会は、課徴金の金額が大統領令で定める基準に該当する場合であって、次の各号のいずれか一つに該当する事由で課徴金を払わなくてはならない者(以下“課徴金納付義務者”と言う)が、課徴金の全額を一時に払うのが難しいと認められれば、その納付期限を延長するか分割納付させることができる。この場合、必要と認めればその課徴金納付義務者に担保を提供させることができる。

1. 災害や天災地変等で財産に著しい損失を受けた場合
2. 貿易等経済与件の悪化で事業が重大な危機に処した場合
3. 課徴金を一時に納付すると資金事情に著しい困難が予想される場合
4. その他第 1 号から第 3 号までの規定に準ずる事由がある場合

②納付期限延長と分割納付の申請手続及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 13 条(課徴金徴収及び滞納処分等) ①貿易委員会は、課徴金納付義務者が納付期限までに課徴金を払わなければ、納付期限の翌日から納付する日までの期間に対して課徴金金額の 100 分の 5 の範囲で大統領令に定める加算金を徴収する。

②貿易委員会は、課徴金納付義務者が納付期限までに課徴金を支払わなければ、期間を定めて課徴金と第 1 項による加算金を払うように督促し、その指定した期間までに課徴金と加算金を払わなければ国税滞納処分の例により徴収することができる。

③貿易委員会が第 14 条による異議申立に対する決定、行政審判に対する裁決または裁判所の判決等の事由により課徴金を払戻しする場合には、課徴金を納付した日から払戻しする日までの期間に対して金融機関の利子等を斟酌して大統領令で定めるところにより払戻し加算金を支払わなければならない。

④貿易委員会は、課徴金または加算金を徴収するために必要な場合には、次の各号の事項を記した文書で管轄税務官署の長または地方自治団体の長に「所得税法」による総合所得金額等、大統領令で定める課税情報の提供を要請することができる。この場合、課税情報の提出の要請を受けた管轄税務官署の長または地方自治団体の長は、特別な事由がなければ、その要請に従わなければならない。

1. 納税者の人的事項
2. 使用目的
3. 課徴金賦課事由及び基準

第 13 条の 2(履行強制金) ①貿易委員会は、第 10 条第 1 項によって是正命令を受けた後は是正期間以内に是正命令を履行しない者に対しては、その是正命令の履行に相当な履行期限を定めてその期限まで是正命令を履行しなけれ

ば、毎1日当たり該当物品等の価額の1000分の5を超過しない範囲で大統領令に定めるところにより履行強制金を賦課することができる。ただし、履行強制金の総賦課金額は、該当物品等の価額を超過することができない。

②貿易委員会は、第1項による履行強制金を賦課する前に第1項による履行強制金を賦課・徴収するという旨をあらかじめ文書で知らせなければならない。

③貿易委員会は、第1項による履行強制金を賦課する場合、履行強制金の金額、賦課事由、納付期限、収納機関、異議申立方法及び異議申立機関等を具体的に明らかにした文書でしなければならない。

④貿易委員会は、第10条第1項によって是正命令を受けた者がこれを履行すれば、新しい履行強制金の賦課を直ちに中止するが、すでに賦課された履行強制金は徴収しなければならない。

⑤第1項による該当物品等価額の具体的な算定基準は、大統領令で定める。

⑥貿易委員会は、履行強制金を支払わなければならない者が納付期限まで履行強制金を支払わなければ、期間を定めて督促し、その指定した期間までにこれを支払わなければ、国税滞納処分の例により徴収することができる。

第13条の3(欠損処分) ①貿易委員会は課徴金、加算金または履行強制金(以下“課徴金等”という。)の納付義務者に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、欠損処分をすることができる。

1. 滞納処分が終わり、滞納額に充当された配分金額が滞納額より少ない場合
2. 課徴金等の徴収権に対する消滅時効が完成された場合
3. 滞納者の行方が明らかでなかったり、財産がないということが判明された場合
4. 滞納処分の目的物である総財産の推算価額が滞納処分費に充当して残る余地がないことが確認された場合
5. 滞納処分の目的物である総財産が課徴金等より優先する国税、地方税、伝賃権、質権又は抵当権により担保された債権等の弁済に充当して残る余地がないことが確認された場合
6. 「債務者再生および破産に関する法律」第251条により免責された場合

②貿易委員会は第1項により欠損処分をするときには、地方行政機関等の関係機関に対し、滞納者の行方または財産の有無を調査し確認しなければならない。

③貿易委員会は、第1項第4号または第5号の要件に該当され欠損処分をするときには滞納処分を停止し、その財産の差し押さえを解除しなければならない。

④貿易委員会は、第1項により欠損処分をした後、差し押さえできる他の財産を発見したときには、遅滞なく欠損処分を取消し、滞納処分をしなければならない。ただし、第1項第2号に該当する場合には、この限りでない。

第14条(異議申立) ①第7条第2項、第10条、第11条または第13条の2による貿易委員会の処分に不服する者は、次の各号に該当する期間以内に貿易委員会に異議申立をすることができる。

1. 第7条第2項による処分に不服する場合には、その処分の通知を受けた日から14日以内
2. 第10条、第11条または第13条の2による処分に不服する場合には、その処分の通知を受けた日から30日以内

②貿易委員会は、第1項による異議申立に対して60日以内に決定をしなければならない。但し、異議申立に対する調査過程で新しい資料が提出され調査に追加で時日がかかる等、やむを得ない事情でその期間に決定をすることができない場合には、30日の範囲で期間を延長することができる。

③第1項により異議申立をした者は、その異議申立と関係なく「行政審判法」による行政審判や「行政訴訟法」による行政訴訟を提起することができる。

第 14 条の 2(知識財産権侵害物品等の確認) ①貿易委員会が知識財産権侵害物品等に関する不公正貿易行為と判定した後、その知識財産権侵害物品等と同じ種類の物品等に対して第 4 条 第 1 項第 1 号の不公正貿易行為をしようとする場合や、そのような行為があると認める場合には、何人とも大統領令で定めるところにより貿易委員会に該当物品等が知識財産権侵害物品等に該当するかについての確認を申請することができる。

②貿易委員会は、第 1 項による行為の嫌疑があつてこれを確認する必要性があれば、職権で確認することができる。

③貿易委員会は、第 1 項や第 2 項により確認をする時には、該当物品等が知識財産権侵害物品等と同一であるか否かと、該当行為者が正当な権利者であるか否かを判断するのに必要な範囲に限定しなければならない。

④貿易委員会は、第 1 項や第 2 項により確認をした場合には、遅滞なく当事者と利害関係人にその結果を知らせなければならない。

⑤貿易委員会が、第 1 項や第 2 項により知識財産権侵害物品等と確認した行為は、第 9 条により第 4 条 第 1 項第 1 号に該当する不公正貿易行為と判定した行為と見る。

⑥第 1 項による確認申請は、確認対象の物品等に関する不公正貿易行為をしようとする事実を知った日から 2 年以内に、または不公正貿易行為があつた日から 2 年以内にしなければならない。

第 14 条の 3(褒賞金の支給) ①貿易委員会は、第 4 条 第 1 項第 1 号に該当する不公正貿易行為(第 14 条の 2 第 5 項によってみなす場合を含む)に対して第 11 条による課徴金を賦課した場合、予算の範囲で次の各号のいずれか一つに該当する者に課徴金賦課金額の 100 分の 10 以内の金額であつて大統領令で定める金額を褒賞金として支給することができる。

1. 該当不公正貿易行為を調査したり確認してくれるよう申請した者

2. 該当不公正貿易行為に対して貿易委員会が職権で調査したり確認した場合、その不公正貿易行為の嫌疑と関連して重要な資料や情報を提供した者

②職務上取得した情報を利用して、申請をしたり資料を提供した公務員等、大統領令で定める者には第 1 項による褒賞金を支給しない。

[本条新設 2008.03.21]

第 3 章 輸入増加による産業被害調査等

第 15 条(特定物品の輸入増加による国内産業被害の調査申請) 特定な物品の輸入増加により同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内産業が深刻な被害を被っていたり被る恐れがあれば、該当国内産業に利害関係がある者またはその国内産業を管掌する関係中央行政機関の長は、貿易委員会に該当特定物品の輸入が国内産業に及ぶ被害を調査してくれることを申請することができる。

第 16 条(国内産業被害の調査) ①貿易委員会は、第 15 条による申請を受けたら、関係中央行政機関の長の意見を聞いて申請日から 30 日以内に調査の開始可否を決定し、その結果を申請人と関係中央行政機関の長に知らせなければならない。

②貿易委員会は第 1 項によって調査の開始を決定した時には、その決定日から 4 ヶ月以内に特定物品の輸入が該当国内産業に深刻な被害を及ぼすか、及ぼす恐れがあるかを総合的に判定しなければならない。但し、その調査内

容が複雑であつて申請人が正当な事由を提示して調査期間の延長を申請した場合には、2ヶ月の範囲でその期間を延長することができる。

③貿易委員会は、特定の物品の輸入増加により国内産業が深刻な被害を受けるか受ける恐れがあると判断されたら、職権で調査することができる。

第17条(セーフガード措置等の建議) ①貿易委員会は、第16条による調査結果、国内産業が深刻な被害を被つていたり被る恐れがあると判定したら、その判定日から1ヶ月以内に次の各号のいずれか一つに該当する措置(以下“セーフガード措置”と言う)及びその期間を決定して関係中央行政機関の長に施行を建議することができる。

1. 関税率の調整

2. 輸入物品数量の制限

②貿易委員会は、セーフガード措置の施行の建議と共に関係中央行政機関の長に国内産業の構造調整を促進するための措置(以下“構造調整促進措置”と言う)の施行を建議することができる。

③セーフガード措置の期間は、4年を超過してはならない。

④貿易委員会は、第1項によりセーフガード措置及びその期間を決定する時には、該当セーフガード措置が関連産業、国内物価、消費者の利益、通商関係等に及ぼす影響を総合的に考慮しなければならない。

⑤貿易委員会は、第1項によりセーフガード措置及びその期間を決定する時には、該当国内産業の深刻な被害を防止したり救済して産業構造の調整を促進するのに必要な範囲に限定しなければならない。

第18条(暫定セーフガード措置の建議) ①貿易委員会は、第16条による調査期間中に調査申請人から調査申請物品に対して暫定的な措置を申請された場合であつて、その調査期間中に発生する被害等を防止しなければ該当物品の輸入増加により同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内産業が、回復が難しい程度に深刻な被害を被るか被る恐れがあるという明白な証拠があると判定した場合には、関係中央行政機関の長に暫定的に第17条第1項第1号によるセーフガード措置(以下“暫定セーフガード措置”と言う)の施行を建議することができる。

②暫定セーフガード措置の期間は、200日を超過することができない。

第18条の2(国内産業被害の調査申請手続等) 第15条による調査の申請手続、国内産業の範囲、利害関係がある者の範囲、調査の開始可否決定期間及び暫定セーフガード措置の申請手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第19条(セーフガード措置等の施行及び解除) ①中央行政機関の長は、貿易委員会からセーフガード措置・暫定セーフガード措置または構造調整促進措置の施行を建議されたら1ヶ月以内に該当措置の施行可否、措置内容及び措置期間を決定して貿易委員会に知らせなければならない。この場合、セーフガード措置・暫定セーフガード措置または構造調整促進措置を施行するために主要利害当事国との協議、法令の改正等の準備が必要ならば、その準備にかかる期間は前段の1ヶ月に含まない。

②中央行政機関の長は、その所管に属するセーフガード措置や暫定セーフガード措置の施行可否を決定する時には、国際通商関係と国民経済及び産業全般に及ぼす影響について他の関係中央行政機関の長の意見を聞かなければならない。

③中央行政機関の長は、セーフガード措置の期間が1年以上ならば一定期間を周期にその措置を漸次緩和しなければならない。

④中央行政機関の長は、セーフガード措置の原因になる事実が消滅したらセーフガード措置を解除しなければならない。この場合、必要と認めれば貿易委員会の意見を聞くことができる。

⑤中央行政機関の長は、セーフガード措置の対象だった物品に対してそのセーフガード措置の期間が終わった日からその期間に該当する期間(セーフガード措置の期間が2年未満の場合には2年)が過ぎる前までは、再びセーフガード措置を施行することができない。但し、次の各号の要件を皆備えた場合には、180日以内の期間を定めてセーフガード措置を施行することができる

1. 該当物品に対するセーフガード措置が施行された後1年が過ぎたこと
2. セーフガード措置を再び施行する日から溯及して5年以内に該当物品に対するセーフガード措置が2回以内であること

第20条(セーフガード措置の再検討等) ①貿易委員会は、セーフガード措置の期間が3年を超過したらその期間の2分の1が過ぎる前にセーフガード措置に対する緩和または解除可否を再び検討(以下“中間再検討”という)しなくてはならない。

②貿易委員会は、中間再検討の結果セーフガード措置を緩和または解除する必要があると判定したら、これを関係中央行政機関の長に建議することができる。

③貿易委員会は、中間再検討の結果、国内産業の構造調整促進措置が必要であると判定したら、その措置の施行を関係中央行政機関の長に建議することができる。

④中央行政機関の長が第2項や第3項による建議を受けた場合には、第19条第1項及び第2項を準用する。

第20条の2(セーフガード措置の延長等の検討) ①貿易委員会は、施行中のセーフガード措置に対して第15条による調査申請人から申請を受けたら、措置延長等の建議可否を検討することができる。

②貿易委員会は、第1項による検討結果、国内産業が構造調整中にあるという証拠があり、国内産業の深刻な被害を防止したり救済するために必要であると判定したら、該当セーフガード措置の終了日から1ヶ月前に関係中央行政機関の長にセーフガード措置の内容を変更したり適用期間の延長を建議することができる。

③貿易委員会は、第2項による建議と共に関係中央行政機関の長に構造調整促進措置の施行を建議することができる。

④中央行政機関の長は、貿易委員会から第2項か第3項による建議を受けたら、現在施行中の措置が終わる前に関係中央行政機関の長の意見を聞いて該当措置の施行可否、措置内容及び措置期間を決定し貿易委員会に通報しなければならない。この場合、変更される措置内容及び延長される適用期間内の措置内容は、最初の措置より緩和されなければならない

⑤第4項によりセーフガード措置の内容を変更したり適用期間を延長する場合は、最初のセーフガード措置の期間(暫定セーフガード措置の期間を含む)とその延長期間を加えた期間が8年を超過してはならない。

[本条新設 2004.1.20]

第21条 削除

第22条(サービスに関するセーフガード措置) ①外国人によるサービスの供給増加により同じ種類のサービスまたは直接的な競争関係にあるサービスを供給する国内産業が深刻な被害を被っているか被る恐れがあるなら、該国内産業に利害関係がある者またはその国内産業を管掌する関係中央行政機関の長は貿易委員会に該国内産業の被害を調査してくれるよう申請することができる。

②貿易委員会は、第1項による申請を受けたら、調査の開始可否を決定し、調査の結果該国内産業が深刻な被害を被っているか被る恐れがあると判定した場合にはセーフガード措置(以下“サービスセーフガード措置”と言う)及びその期間を定めて関係中央行政機関の長にサービスセーフガード措置の施行を建議することができる。

③関係中央行政機関の長は第2項によって貿易委員会からサービスセーフガード措置の施行を建議されたら、該当措置の施行可否、措置内容及び措置期間を決定して貿易委員会に通報しなければならない。

④第1項から第3項までの規定によるサービスセーフガード措置の調査申請手続、国内産業の範囲、利害関係がある者の範囲、調査の開始可否決定期間等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第22条の2(世界貿易機構の特定会員国に対する特別セーフガード措置) ①2001年以後世界貿易機構に加入している会員国のうち大統領令で定める国家を原産地とする物品が、次の各号のいずれか一つに該当するなら、該国内産業に利害関係がある者またはその国内産業を管掌する関係中央行政機関の長は、貿易委員会にセーフガード措置(以下“特別セーフガード措置”と言う)を施行するための調査を申請することができる。

1.該当物品の輸入増加により同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品の国内市場が攪乱されるかまたは攪乱される恐れがある場合

2.世界貿易機構会員国が該当物品の輸入増加に対して自国の市場攪乱を救済したり防止するために取った措置により重大な貿易転換が発生し、その物品が我が国に輸入されるか輸入される恐れがある場合

3.該当物品が「繊維及び衣類に関する協定」の対象になる品目の場合には、その物品の輸入が国内市場を攪乱し同じ品目の交易発展を害したり害する恐れがある場合

②貿易委員会は、第1項による申請を受けたら調査の開始可否を決定して調査をした後、第1項第1号または第2号に該当すると判定した時には第17条第1項または第2項によるセーフガード措置等の施行を、第1項第3号に該当すると判定した時には第17条第1項第2号によるセーフガード措置の施行を関係中央行政機関の長に建議することができる。

③貿易委員会は、第1項第1号による調査申請物品に対して調査申請人から暫定的な措置の申請を受けた場合であって、その調査期間中に発生する被害等を防止しなければ該当物品の輸入増加により回復が難しい程度に国内市場が攪乱されるか攪乱される恐れがあると判定した場合には、関係中央行政機関の長に200日以内の範囲で暫定的に第17条第1項によるセーフガード措置(以下“暫定特別セーフガード措置”と言う)の施行を建議することができる。

④貿易委員会は、第1項第1号に該当して施行中の特別セーフガード措置に対して第1項による調査申請人から申請がある場合、国内産業の市場攪乱を防止したり救済するために必要であると判定した時には、関係中央行政機関の長に特別セーフガード措置の延長及び構造調整促進措置を建議できる。

⑤中央行政機関の長は、第2項から第4項までの規定により貿易委員会から特別セーフガード措置、暫定特別セーフガード措置、特別セーフガード措置延長または構造調整促進措置の施行の建議を受けたら、該当措置の施行可否、措置内容及び措置期間を定めて貿易委員会に通報しなければならない。

⑥第1項から第5項までの規定による特別セーフガード措置と暫定特別セーフガード措置の対象国家、調査申請手続、国内産業の範囲、利害関係がある者の範囲、調査の開始可否決定期間等に関して必要な事項は、大統領令で

定める。

第 22 条の 3(外国との自由貿易協定によるセーフガード措置) ①我が国が外国と両者間または多者間で締結した自由貿易協定(以下“自由貿易協定”という)で特定物品の輸入増加による国内産業の被害等を救済するように規定している場合(自由貿易協定で特定品目を別途に定めて該当品目の輸入増加による国内産業の被害等を救済するように規定している場合を含む)であって、該当国家特定物品の輸入増加により同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内産業や国内市場が自由貿易協定で定めた被害等を被っているか被る恐れ(以下この条で“産業被害”という)があれば、該当国内産業に利害関係がある者またはその国内産業を管掌する関係中央行政機関の長は、貿易委員会に自由貿易協定で定める関税率の調整措置(以下“自由貿易協定セーフガード措置”と言う)を施行するための調査を申請することができる

②貿易委員会は、第 1 項による申請を受けたら、調査の開始可否を決定して、調査結果、該当国内産業や国内市場に産業被害等があると判定したら、これを防止したり救済するための自由貿易協定セーフガード措置及びその期間を定めて、関係中央行政機関の長に自由貿易協定セーフガード措置の施行を建議することができる。

③貿易委員会は、第 2 項による自由貿易協定セーフガード措置の施行建議と共に、関係中央行政機関の長に構造調整促進措置の施行を建議することができる。

④貿易委員会は、第 2 項による調査期間中に調査申請人から調査申請物品に対して暫定的な措置の申請を受けた場合で、その調査期間中に発生する被害等を防止しなければ該当物品の輸入増加により同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内産業や国内市場に回復が難しい産業被害等があると判定した場合には、関係中央行政機関の長にこれを救済することができる暫定的な措置(以下“暫定自由貿易協定セーフガード措置”と言う)の施行を建議することができる。

⑤貿易委員会は、施行中の自由貿易協定セーフガード措置に対して第 1 項による調査申請人から申請がある場合、国内産業や国内市場の産業被害等を防止したり救済するために必要と判定した時には、関係中央行政機関の長に自由貿易協定セーフガード措置及びその期間の延長を建議することができる。

⑥関係中央行政機関の長は、第 2 項から第 5 項までの規定により貿易委員会から自由貿易協定セーフガード措置、暫定自由貿易協定セーフガード措置、自由貿易協定セーフガード措置延長の施行または構造調整促進措置の施行の建議を受けたら、該当措置の施行可否、措置内容及び措置期間を定めて貿易委員会に知らせなければならない。

⑦第 1 項から第 6 項までの規定による自由貿易協定セーフガード措置と暫定自由貿易協定セーフガード措置の対象国家、自由貿易協定で別に定める特定品目に対する産業被害等の判断基準、調査申請手続、国内産業の範囲、利害関係がある者の範囲、調査の開始可否決定期間等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2004.1.20]

第 22 条の 4(自由貿易協定の締結相手国に対するセーフガード措置の適用排除) ①自由貿易協定で、自由貿易協定の締結相手国に対してセーフガード措置を適用しないように規定した場合であって、貿易委員会が第 16 条によって国内産業の被害を調査する際に自由貿易協定締結相手国の特定物品輸入増加による国内産業の被害を別途に調査し、国内産業が深刻な被害を被っていないか深刻な被害を被る恐れがないものと判定した場合には、自由貿易協定の締結相手国に対して第 15 条から第 20 条まで及び第 20 条の 2 を適用しないことができる。②第 1 項によるセーフガード措置の適用排除の対象国家、適用排除の要件、調査手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2008.03.21]

- 第 22 条の 5(自由貿易協定による特定物品の輸入増加に対する貿易被害支援措置)** ①自由貿易協定締結相手国から特定物品の輸入増加によって同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内産業が深刻な被害を被っているか被る恐れ(以下この条で“貿易被害”と言う)があれば、該当国内産業に利害関係がある者または該当国内産業を管掌する関係中央行政機関の長は、貿易委員会に国内産業の競争力強化または構造調整の促進のために必要な支援措置(以下“貿易被害支援措置”と言う)の施行のための調査を申請することができる。
- ②第 1 項の申請による貿易被害の調査及び判定に関しては、第 16 条を準用する。この場合、第 16 条第 1 項中“第 15 条”を“第 22 条の 5 第 1 項”と見、同条第 2 項中“特定物品の輸入が該当国内産業に深刻な被害を及ぼすか、及ぼす恐れがあるか”を“貿易被害に該当するか”とみる。
- ③貿易委員会は、第 2 項による調査結果、国内産業に貿易被害があると判定すれば、その判定日から 1 ヶ月以内に貿易被害支援措置を決定し関係中央行政機関の長にその施行を建議することができる。
- ④貿易委員会は、第 3 項によって貿易被害支援措置を決定する時には、該当国内産業の貿易被害を防止するか救済して産業の競争力強化または産業構造の調整を促進するのに必要な範囲でのみ行わなくてはならない。
- ⑤第 3 項による貿易被害支援措置の施行及び解除に関しては、第 19 条第 1 項及び第 4 項を準用する。この場合第 19 条第 1 項前段及び後段中“セーフガード措置・暫定セーフガード措置または構造調整促進措置”は、それぞれ“貿易被害支援措置”と見、同条第 4 項前段中“セーフガード措置”は“貿易被害支援措置”と見る。
- ⑥第 1 項から第 5 項までの規定による貿易被害支援措置の調査申請手続、国内産業の範囲、利害関係がある者の範囲、調査及び判定の手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2008.03.21]

第 22 条の 6(外国との自由貿易協定による協力) 貿易委員会は、自由貿易協定セーフガード措置の施行のための産業被害の調査等、産業被害の救済と関連した業務(「関税法」及び「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律」で定めたものは除く)を円滑に遂行するために、大統領令で定めるところにより、自由貿易協定の締結相手国と必要な協力をすることができる。

[本条新設 2008.03.21]

第 4 章 ダumping 及び補助金等による産業被害調査等

第 23 条(ダumping による産業被害調査等) ダumping による産業被害の調査開始の決定、ダumping 事実の調査、ダumping による産業被害の調査・判定、ダumping 防止措置の建議、再審査等は、「関税法」第 51 条から第 56 条までの規定で定めるところによる。

第 24 条(補助金等による産業被害調査等) 補助金等による産業被害の調査開始の決定、補助金等の支給事実の調査、補助金等による産業被害の調査・判定、相殺措置の建議、再審査等は、「関税法」第 57 条から第 62 条までの規定で定めるところによる。

第 5 章 産業競争力影響等調査

第 25 条(産業競争力影響等の調査) 貿易委員会は、外国からの物品輸入やサービス供給が国内産業の競争力に及ぼす影響、貿易協定の締結や国際貿易制度の変化が国内経済に及ぼす効果等を調査することができる。

第 25 条の 2(交易相手国の国際貿易規範違反による国内産業被害の調査) ①貿易委員会は、国際貿易規範に違反する交易相手国の制度と慣行により、特定の物品及びサービスを生産する国内産業が被害を被るか被る恐れがあるかを調査することができる。

②第 1 項による調査に必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条の 3(救済措置の建議) 貿易委員会は、第 25 条の 2 による調査結果、国内産業が被害を被るか被る恐れがあると判定すれば、関係中央行政機関の長に交易相手国の国際貿易規範違反内容の是正のために必要な措置の施行を建議することができる。

第 26 条(調査資料の要求) 貿易委員会は、第 25 条による調査のために必要だと認めれば、関係中央行政機関の長及び関連機関・団体に資料の提出を要請することができる。

第 6 章 貿易委員会

第 27 条(貿易委員会の設置) ①不公正貿易行為に対する調査・判定、輸入増加・ダンピング・補助金等による国内産業被害の調査・判定、産業競争力影響調査等に関する業務を遂行するために産業通商資源部に貿易委員会を置く。

②第 1 項による業務及び国際貿易制度の研究等、貿易委員会の業務を処理するために貿易委員会に事務機構を置く。

第 28 条(貿易委員会の所管業務) 貿易委員会の所管業務は、次の通りである。

1. 不公正貿易行為の調査・判定及び暫定措置の決定
2. 不公正貿易行為を行った者に対する是正措置及び課徴金の賦課
3. 輸入増加による国内産業被害の調査・判定
4. 次の各目に該当する措置の建議、中間再検討または延長検討
 - イ. セーフガード措置及び暫定セーフガード措置
 - ロ. サービスセーフガード措置
 - ハ. 特別セーフガード措置及び暫定特別セーフガード措置
5. 自由貿易協定セーフガード措置及び暫定自由貿易協定セーフガード措置
5. 第 22 条の 5 による貿易被害の調査、判定及び貿易被害支援措置の建議
6. 第 25 条による国内産業の競争力に及ぼす影響等の調査
7. 第 25 条の 2 による交易相手国の国際貿易規範違反による国内産業被害の調査
8. 「関税法」第 51 条から第 56 条までの規定によるダンピング防止関税の賦課のための産業被害の調査開始の決定、ダンピング事実の調査、ダンピングによる産業被害の調査・判定、ダンピング防止措置の建議、再審査等

9.「関税法」第 57 条から第 62 条までの規定による相殺関税の賦課のための産業被害の調査開始の決定、補助金等の支給事実の調査、補助金等による産業被害の調査・判定、相殺措置の建議、再審査等

10. 削除

11. 国際貿易に関する法規・制度及び紛争事例等の調査・研究

12. 他の法令によって貿易委員会の所管と規定された事項

13. その他公正貿易の促進等、貿易委員会が必要であると認める事項の調査及び建議

第 29 条(貿易委員会の構成等) ①貿易委員会は、委員長 1 人を含む 9 人以内の委員で構成する。

②委員のうち大統領令で定める数の委員は、常任とする。

③委員長と委員は、次の各号のいずれか一つに該当する者の中から産業通商資源部長官の推薦により大統領が任命するか委嘱する。

1. 貿易振興・企業経営・会計・関税または知識財産権分野に 10 年以上従事した経歴がある者

2. 「高等教育法」第 2 条による学校で法律学・経済学・経営学又は行政学を専攻した者であって、同条による学校や公認された研究機関で助教授以上またはこれ相当する職に 10 年以上あった者

3. 判事・検事または弁護士の職に 10 年以上あった者

4. 産業政策・貿易振興または関税行政分野等の高位公務員団に属する公務員の職にあった者

④委員長と委員の任期は 3 年とし、連任することができる。

第 30 条(委員長) ①委員長は、貿易委員会を代表する。

②委員長が身体・精神上の障害等やむを得ない事情で職務を遂行することができなければ、任命日が早い常任委員の順にその職務を代行する。

第 31 条(委員の身分保障) 委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合以外は、その意思に比べて免職されたり解職されない。

1. 禁錮以上の刑の宣告を受けた場合

2. 長期間の心身衰弱により職務を遂行することができないと産業通商資源部長官が認めた場合

第 32 条(会議の議事及び議決定足数) 貿易委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員の 2 名の 1 以上の賛成で議決する。

第 33 条(議決の公開) ①貿易委員会の審理と議決は、公開する。但し、利害関係人の営業上の秘密を保護したり公益上必要であると認める場合には、この限りでない。

②貿易委員会の議決のための合意は公開しない。

第 34 条(委員の除斥・忌避または回避) ①委員は、次の各号のいずれか一つに該当する事件に対する審理・議決から除斥される。

1. 委員または委員の配偶者や配偶者だった者が当事者であったり共同権利者または共同義務者である事件

2. 委員が当事者と親族関係にあたり、委員の属する法人が当事者の法律・経営等に対する諮問・顧問等である事件

- 3.委員または委員の属する法人が、証言や鑑定をした事件
- 4.委員または委員の属する法人が、当事者の代理人として関与したり関与した事件
- ②貿易委員会で調査中の事件の当事者は、委員に審理・議決の公正を期待するのが難しい事情があれば、貿易委員会に忌避申請をすることができ、貿易委員会は忌避申請が妥当であると認める場合には、忌避の決定をする。
- ③委員本人が第1項各号のいずれが一つの事由または第2項の事由に該当する場合には、自らその事件の審理・議決を回避することができる。

第35条(組織及び運営規定) この法で定めたこと以外に貿易委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第7章 補 則

第36条(調査及び意見聴取等) ①貿易委員会は、この法を施行するために必要であると認めれば、大統領令で定めるところにより次の各号の行為をすることができる。

- 1.当事者・利害関係人または参考人の出席及び意見の聴取
- 2.鑑定人の指定及び委嘱
- 3.関係中央行政機関、専門研究機関、事業者団体または専門家等に対する意見聴取・諮問及び調査依頼
- ②貿易委員会は、この法を施行するために必要であると認めれば、当事者に調査に必要な資料や品物の提出を命ずることができる。
- ③貿易委員会は、この法を施行するために必要であると認めれば、その所属公務員に当事者や利害関係人の事務所、営業所、工場、事業場、店舗、倉庫、その他の必要な場所に入入りして帳簿・書類、その他の資料や品物を検査させたり質問させることができる。
- ④貿易委員会は、この法を施行するために必要と認めれば関係行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関の長は、特別な事由がなければ資料を提出しなければならない。
- ⑤第3項により出入り・検査及び質問をする公務員は、その権限を表示する証票を持ってこれを関係人に出さなければならない。

第37条(調査団の構成) ①貿易委員会は、この法を施行するために必要であると認めれば、次の各号のいずれか一つに該当する者で調査団(以下“調査団”という)を構成することができる。

- 1.貿易委員会の所属公務員
- 2.該当産業を管掌する関係中央行政機関の所属公務員
- 3.該当産業と関連ある「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による政府出捐研究機関や事業者団体等の役職員
- 4.その他産業・貿易・**国際経済および知識財産権**に関する専門知識のある者
- ②貿易委員会は、調査団を構成しようとする場合には、関係中央行政機関の長、政府出捐研究機関または事業者団体等の長等に必要な協力を要請することができる。
- ③調査団の構成と運営に必要な事項は、大統領令で定める。

④貿易委員会は、調査団の構成員に予算の範囲で手当や旅費を支給することができる。

第 38 条(秘密厳守の義務) この法による職務に従事するか従事した委員・公務員または調査業務を遂行するか遂行した者は、その職務上知ることになった秘密を漏洩したり、この法を施行するための調査・判定等の目的以外にその秘密を利用してはならない。

第 39 条(罰則適用時の公務員擬制) 貿易委員会の委員のうち公務員ではない委員と、第 37 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当する者は、「刑法」やその他の法律による罰則を適用する時には公務員とみる。

第 39 条の 2(権限の委任・委託) ①この法による貿易委員会の権限は、大統領令で定めるところによってその一部を特別市長・広域市長・道知事または特別自治道知事に委任するか、又は税関長またはその他の関係行政機関の長に委託することができる。

②貿易委員会は、第 1 項によって委任するか、又は委託した事務に関してその委任または委託を受けた者を指揮・監督する。

第 7 章 罰 則

第 40 条(罰則) ①次の各号のいずれかに該当する者は 5 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役と罰金は併科することができる。

1. 第 4 条第 1 項第 2 号の各目のいずれかに該当する物品等を輸出したり輸入した者
2. 第 10 条第 1 項による是正措置命令(第 4 条第 1 項第 2 号に該当し是正措置命令を受けた場合に限る。)を受けてこれを違反した者

②次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 7 条第 2 項による暫定措置命令に違反した者
2. 第 10 条第 1 項による是正措置命令(第 4 条第 1 項第 2 号に該当して是正措置命令を受けた場合は除く。)に違反した者
3. 第 38 条による秘密厳守の義務に違反した者

③第 36 条第 1 項第 2 号により指定または委嘱を受けた鑑定人であって、虚偽の鑑定をした者は、2 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 40 条の 2(未遂犯) 第 40 条第 1 項第 1 号の未遂犯は、該当する本罪に準して処罰する。

第 40 条の 3(過失犯) 重大な過失で第 40 条第 1 項第 1 号の罪を犯した者は、2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 41 条(両罰規定) ①法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員がその法人の業務に関して第 40 条の違反行為を行ったら、その行為者を罰するのみならずその法人にも該当条文の罰金刑を科する。但し、法人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった時には、この限りでない。

②個人の代理人、使用人、その他の従業員がその個人の業務に関して第 40 条の違反行為を行ったら、その行為者を罰するのみならずその個人にも該当条文の罰金刑を科する。但し、個人がその違反行為を防止するために**該当業務**に関して相当な注意と監督を怠らなかった時には、この限りでない。

第 42 条(過怠料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者には、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1.第 36 条第 1 項第 1 号による出席を拒否・妨害または忌避した当事者や利害関係人

2.第 36 条第 2 項による必要な資料や品物を提出しなかったり、偽りで提出した当事者

3.第 36 条第 3 項による検査を拒否・妨害または忌避したり質問を妨害した者

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところによって貿易委員会が賦課・徴収する。

③ 削除

④ 削除

⑤ 削除

附 則

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 月が経過した日から施行する。

第 2 条(貿易委員会の委員の資格規定に関する適用例) 第 29 条第 3 項の規定は、この法施行後任命または委嘱する委員から適用する。

第 3 条(産業資源部長官の処分等に関する経過措置) この法施行当時従前の対外貿易法により産業資源部長官が不公正貿易行為と関連して賦課し、または命じた処分若しくは命令は、この法による処分または命令とみなす。

第 4 条(不公正貿易行為の調査・判定・措置等に関する経過措置) この法施行当時従前の対外貿易法第 39 条第 3 項の規定により不公正貿易行為の調査手続きが進行中である事項に対しては従前の規定による。

第 5 条(救済措置に関する経過措置) この法施行当時従前の対外貿易法第 28 条の規定により行った救済措置は、これをセーフガード措置とみなす。

第 6 条(罰則等に関する経過措置) この法施行前の行為に対する罰則・過怠料及び課徴金の適用においては、従前の対外貿易法の規定による。

第 7 条(他の法律の改正)

附 則

①(施行日) この法は、公布後 9 月が経過した日から施行する。

②(不公正貿易行為調査の判定時限に関する適用例) 第 9 条第 1 項の改正規定はこの法施行後最初に不公正貿易行為の調査を申請したことから適用する。

③(課徴金付加に関する経過措置) この法施行前の行為に対する課徴金の付加に関しては従前の規定による。

附 則

(施行日) この法は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(政府組織法)

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、……、付則第 6 条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①からまで 省略

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律の一部を下記の通り改正する。

第 10 条第 1 項・第 3 項、第 11 条第 3 項、第 21 条第 2 項から第 4 項まで、第 29 条第 3 項、第 31 条第 2 号のうち“産業資源部長官”を各々“知識経済部長官”にする。

第 27 条第 1 項のうち“産業資源部”を“知識経済部”にする。

からまで 省略

第 7 条 省略

付 則

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(担保提供に関する適用例) 第 8 条第 1 項の改正規定は、この法の施行後最初に暫定措置を申請する者から適用する。

第 3 条(不公正貿易行為調査の開始決定及び判定に関する適用例) 第 5 条第 3 項、第 9 条第 1 項及び第 2 項の改正規定はこの法の施行後最初に不公正貿易行為調査を申請したものから適用する。

第 4 条(課徴金払戻し加算金に関する適用例) 第 13 条第 3 項の改正規定は、この法の施行後最初に賦課した課徴金を払戻す場合から適用する。

第 5 条(他の法令との関係) この法の施行当時、他の法令で従前の「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」の規定を引用した場合に、この法の中でそれに該当する規定があれば、従前の規定に代えてこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附 則

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<第 10230 号、2010.4.5>

①(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

②(履行強制金に関する適用例) 第 13 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初に不公正貿易行為をした者から適

用する。

③(課徴金に関する経過措置) この法施行前の違反行為に対する課徴金の適用においては、従前の規定による。

付 則 <法律第 11690 号, 2013.3.23.> (政府組織法)

第 1 条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正)①から<379>まで省略

<380>不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項各号以外の部分後段、第 29 条第 3 項各号以外の部分及び第 31 条第 2 号中 “知識経済部長官”をそれぞれ “産業通商資源部長官”にする。

第 27 条第 1 項中 “知識経済部”を “産業通商資源部”にする。

<381>から<710>まで 省略

第 7 条 省略

付 則<法律第 12290 号, 2014.1.21.>

この法は、公布した日から施行する。

付 則 <法律第 13740 号, 2016.1.6.> (自由貿易協定の締結による貿易調整支援に関する法律)

第 1 条(施行日) ①この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 6 条まで省略

第 7 条(他の法律の改正) 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律の一部を次のように改正する。

第 28 条第 10 号を削除する。

付 則 <法律第 14109 号, 2016.3.29.> (産業発展法)

第 1 条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(他の法律の改正) ①不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律の一部を次のように改正する。

第 26 条中“「産業発展法」第 38 条による事業者団体等の関連機関・団体”を“関連機関・団体”とする。

②省略

付 則<法律第 15083 号, 2017.11.28.>

この法は公布した日から施行する。

付 則 <法律第 16798 号, 2019.12.10.>

第 1 条(施行日) ①この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 41 条第 1 項および第 2 項の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(暫定措置に対する異議申請に関する適用例) 第 14 条の改正規定は、この法施行以後、最初に貿易委員会がした暫定措置に関する処分から適用する。

第 3 条(不公正貿易行為の調査申請に関する経過措置) この法施行当時の不公正貿易行為があった日から 1 年が経過した場合には第 5 条第 2 項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。